

仕様書
(提案競技時)

1 事業名称

鴻臚館・福岡城エリアロゴ制作業務委託

2 事業目的

鴻臚館は現在東門等の復元が進められており、往時の姿が現れるこの機会を捉えて、市民や観光客の認知を高め、観光資源として活用していくこととしている。

また福岡城においても、今後、整備基本計画に基づき、櫓や門など復元が行われ、城郭を楽しむ装飾なども施される予定であり、さらなる活用を図ることとしている。

本業務では、両史跡の活用に向け、市民や観光客にわかりやすくその歴史的・文化的価値を伝え、親しみを持ってもらうことを目的にロゴを制作するもの。

ロゴの制作に当たっては、下記のような両史跡の特徴を踏まえ、異なる時代・機能を持つ二つの歴史資源のロゴを統一感のあるデザインで制作するもの。

<鴻臚館>

- ・福岡市は 2000 年前に金印がもたらされ、その後、海を通じた交流を軸にアジアの交流拠点都市として、発展を続けてきた。
- ・金印の伝来から約 600 年後、博多湾岸に設置された鴻臚館は、大宰府の外交・交易機関として海外からの文化・経済等を受け入れる国内最初の施設であり、まさに「国家戦略の交易特区」として日本の交易を支えるとともに、海外の脅威から日本を守る最前線でもあった。
- ・鴻臚館は航海の危険を乗り越えて到達するチャレンジ結実の象徴であった。
- ・海外からの使節を受け入れる迎賓館として行った様々な催しを通じた交流は、人々のおもてなしの心や日本の文化を知る出来事であり、こうした点から古代の文化観光施設ともいえる。
- ・鴻臚館はチャレンジする都市づくりを進める福岡市の原点であり、昼間の観光の新しい名所や、MICE のユニークベニューとして活用していく。

<福岡城>

- ・福岡城は、慶長 12 (1607) 年に黒田如水・長政親子によって築城され、江戸時代をとおして福岡の政治・経済の中心であった。明治時代以降もその役割を変えながら今日まで受け継がれてきた。
- ・広大な水堀と大濠を巧みに利用した全国で屈指の規模の平山城であり、築城名人加藤清正も絶賛した巨大城郭である。
- ・最盛期の城内には、大小合わせて 47 以上を数える櫓が建ち並んでおり、その多くは失われたものの、江戸時代から残る多聞櫓や、城の内外に移築された櫓・門がかつての威容を偲ばせる。
- ・堀は北側を除いて埋められているが、石垣は一部破壊されているもののほとんどそのまま残っている。

- これらは昭和32年に国史跡に指定され、今日では貴重な歴史的遺産として、また都心における市民のいこいの場として親しまれており、今後も市民や観光客が貴重な文化財を身近に感じることができる場として活用していく。

3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所 福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

5 委託概要

(1) ロゴデザイン制作

- 鴻臚館及び福岡城の歴史的背景を踏まえたロゴデザインを制作すること。
- 「鴻臚館」「福岡城」それぞれでデザインを制作すること。ただし、両者を同時に使用する場合があることを前提に、調和と統一感のあるデザインとすること。
- 「鴻臚館」「福岡城」の漢字を基調としたものとし、外国人観光客に伝わりやすいよう「Korokan」「Fukuoka castle」の表記を加えること。
- 「カラー」、「モノクロ」のパターンを制作すること。
- ロゴが小さくなっても、文字等が見づらくならないよう配慮すること。
- 未発表、かつ、著作権や商標権その他第三者の権利を侵害する恐れがないものとし、適切な方法でチェックを行うこと。
- 下記とおり、現時点で想定できるロゴの活用方法を踏まえたデザインとすること。
 - ◇ポスター、チラシ、市政だより等福岡市が作成する広報印刷物への掲載
 - ◇福岡市ホームページ、よかなび、SNS関係での使用
 - ◇エリア内の案内サイン等への掲出
 - ◇ノベルティとなるステッカー等での使用
 - ◇その他効果的なPRにつながる事業

(2) ロゴ使用のマニュアル（ガイドライン）制作

- Webサイト、SNS、チラシ等、多様な媒体で使用することを想定し、マニュアル（ガイドライン）を制作すること。

(3) その他

- 制作にあたっては、発注者と十分協議のうえ、提案公募の審査時に出た修正意見等を踏まえて修正対応を行うこと。

6 成果品等

(1) ロゴデータ等

各ロゴデザインについて、以下の形式で納品すること。

- jpeg形式データ
- ai形式データ
- pdf形式データ

ロゴ使用マニュアルについて、以下のとおり納品すること。

- ・A4 縦サイズ横書き
- ・pdf 形式データ
- ・元データ（Word 等の容易に加筆修正が行える形式）

(2) 納品方法

- ロゴデータ・・・・CD-R または DVD-R
- ロゴマニュアル・・印刷物 1 部及び CD-R または DVD-R

(3) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

7 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属し、福岡市が認める他の媒体における二次利用を可能とする。
- (2) 福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 福岡市は、制作物を他の用途に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) 上記（2）及び（3）の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

8 留意事項

- (1) この委託契約に係る成果は、福岡市に帰属する。
- (2) この委託契約に係る業務の遂行に当たっては、受託者は、市と十分な協議及び連絡を図るものとする。
また、本業務に係る電子メールの送信にあたっては、BCC により行うものとする。
- (3) この委託契約に係る委託内容は、福岡市と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (4) この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (5) 成果品を市へ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (6) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、市の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、福岡

市と受託者が協議の上で決定するものとする。